

就 劳 支 援

職業相談・職業紹介の窓口

1 桶川市障害者就労支援センター

障害のある人の一般就労を支援するため、働く場の開拓や就労に必要なスキルの向上、ジョブコーチ、就労後のアフターフォローなど、次の事業を行います。

(1) 職業相談

支援対象者及びその家族または事業主などからの就労全般に関する相談に応じます。

(2) 就職準備支援

利用者の適性などを把握し、就労意欲や職業能力を高めるなど、就職に向けた支援を行います。

(3) 職場開拓

公共職業安定所への同行や独自の職場開拓などにより、利用者の求職活動を支援します。

(4) 職場実習支援

利用者が職場に慣れるために職場実習を行うとともに、事業主の利用者に対する理解を求め、職場環境の調整を行うなどの支援を行います。

(5) 職場定着支援

労働契約の締結をはじめとして、就労支援員等による実務援助、出勤準備や通勤時の支援のほか、各種の不安や悩みを解消するための相談等の支援を行います。また、職場におけるトラブルの防止及び解決のために、定期的または随時事業所を訪問し、利用者、家族及び事業主等に対し必要な助言や調整を行います。

(6) 離職時の調整及び離職後の支援

離職の際における事業主との調整及び諸手続のほか、離職後の生活設計などの相談に応じることにより、利用者の状況や希望に沿った支援を行います。

(7) 安心して職業生活を続けるための支援

上記の(1)～(6)の他、利用者が安心して職業生活を続けることができるようにするための支援を行うほか、その他の障害のある人の自立、社会参加に向けた支援を行います。

(8) 調査研究・普及啓発

障害のある人の就労を支援するため、障害者就労の実態把握と就労に関する調査研究を行うとともに、地域社会における障害者の就労に対する理解と協力を得るために、広報紙の発行等による普及啓発活動を行います。

窓 口 桶川市障害者就労支援センター

TEL 048-729-1255 FAX 048-728-7141 (桶川市坂田885-1)

2 公共職業安定所（ハローワーク）

障害者の就職等について、専門の担当者が相談・紹介を行います。

就労可能な障害者の求職申込みを受け、障害の状況、技能、知識、適性、希望等を登録し、必要な就労支援を行います。

窓 口 大宮公共職業安定所

TEL 048-667-8609 FAX 048-651-0331 （さいたま市大宮区大成町1-525）

3 埼玉障害者職業センター

障害のある人を対象にして、求職活動や職場復帰など「働くこと」全般についての相談、各種心理検査やワークサンプルを用いた職業評価、模擬的な就労場面を使った作業体験（職業準備支援）、企業へのジョブコーチの派遣、うつ病などで休職されている人の職場復帰支援（リワーク支援）等を行っています。

就職や職業生活の維持にあたって不利となる障害のある人であれば、身体障害者手帳や療育手帳及び精神障害者福祉手帳等の有無を問わず、どなたでもご利用いただくことができます。

窓 口 埼玉障害者職業センター

TEL 048-854-3222 FAX 048-854-3260 （さいたま市桜区下大久保136-1）

4 障害者雇用サポートセンター

より多くの企業に、障害者雇用への理解を深めてもらうため、見学会を開催し、障害者の能力や技術などをアピールするとともに、適した業務内容や管理手法などの障害者雇用に関する専門的な提案・助言を行います。

また、就労を希望する障害者に、リハビリ訓練を行う障害者社会復帰・訓練支援センター（埼玉県総合リハビリテーションセンター内）や市町村の障害者就労支援センターと連携して、障害の程度に応じた仕事の提案やコーディネートを行います。

窓 口 埼玉県障害者雇用サポートセンター

TEL 048-827-0540 FAX 048-827-1033

（さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館1F）

5 発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで支援する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。

対象者 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある人で企業等への一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望している人。ただし、就労移行支援事業としての就労訓練を受ける際には、医師の診断及び市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

窓口 ジョブセンター川口

TEL 048-299-2070（川口市西川口1-6-3西川口ビル5F B号室）

ジョブセンター草加

TEL 048-929-7600（草加市氷川町2101-1シーバイオビル3F）

ジョブセンター川越

TEL 049-249-8772（川越市脇田本町9-1長谷部ビル3F）

ジョブセンター熊谷

TEL 048-501-8917（熊谷市桜木町1-137サンライズ桜木・堀口第2ビル4・5F）

6 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害者に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するものです。重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合に利用することができます。

窓口 障害福祉課

高齢・障害・求職者雇用支援機構

TEL 048-813-1112 FAX 048-813-1114

（さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内）

職業訓練等

1 障害者社会復帰・訓練支援センター

内 容 在宅生活の充実や社会参加をすすめるために技術指導・援助を行っています。また、円滑に社会復帰できるよう、日常生活上想定される様々な場面に対し必要な訓練や支援を行っています。将来的に就労を目指す方への準備訓練として行うこともあります。

窓 口 障害者社会復帰・訓練支援センター
 (埼玉県総合リハビリテーションセンター内)
 TEL 048-781-2222 FAX 048-781-1552 (上尾市西貝塚148-1)

2 障害者職業能力開発校

内 容 障害者が就職、自立できるようその能力に適した職業訓練を行います。寄宿舎もあります(入寮者の食事等は自己負担になります。)。募集については、各障害者職業能力開発校へ直接お問合せください。

名 称	所在地・電話	訓練科目
国立職業リハビリテーションセンター	所沢市並木4-2 TEL 04-2995-1711、1712、1029 FAX 04-2995-1052	機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OAシステム科、OA事務科、経理事務科、オフィスワーク科、DTP・Web技術科、職業実務科、職域開発科 等
東京障害者職業能力開発校	小平市小川西町2-34-1 TEL 042-341-1411(代) FAX 042-341-1451	情報システム科、ビジネス経理科、ビジネス文書科、ビジネス養成科、オフィスワーク科、OA実務科、カラーDTP科、編集デザイン科、機械CAD科、建築CAD科、実務作業科、医療総合事務科、スキルワーク科、介護保険事務科、職域開発科 等

窓 口 各障害者職業能力開発校 または
 大宮公共職業安定所
 TEL 048-667-8609 (さいたま市大宮区大成町1-525)

3 はり・きゅう・あんま・マッサージ等の職業訓練

内 容 視覚障害のある人へのはり・きゅう・あんま・マッサージ等の職業訓練を実施している機関があります。直接お問合せください。

名 称	所在地・電話
国立障害者リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1 TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園専攻科	川越市笠幡85-1 TEL 049-231-2121 FAX 049-239-1015

4 ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度

対 象 者 埼玉県内に居住し義務教育を終了した視覚障害者

内 容 一定の条件に該当する人が、ヘレン・ケラー学院であんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師になるのに必要な知識及び技能を習得する場合に、埼玉県が授業料及び教材費を負担します。

窓 口 障害福祉課

TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)

5 障害者トライアル雇用事業

対 象 者 公共職業安定所に求職登録している障害者

内 容 3か月の試雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることにより、障害者の雇用機会の創出を図ります。

訓練期間 原則3か月間

窓 口 大宮公共職業安定所

TEL 048-667-8609 FAX 048-651-0331 (さいたま市大宮区大成町1-525)

6 障害者対象委託職業訓練

- 対象者** 就労意欲のある障害者
- 内容** 障害者の雇用を促進するため、埼玉県内の企業・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。「知識・技能習得コース」、「実践能力習得コース」の2つのコースがあります。受講料は無料です。
- 訓練期間** 原則として、1か月から3か月以内
- 窓口** 埼玉県立職業開発能力センター 障害者委託訓練担当
TEL 048-651-3136 FAX 048-651-3114 (さいたま市北区榎引町2-499-11)

7 短期の職場適応訓練

- 対象者** 公共職業安定所に求職登録している障害者
- 内容** 公共職業安定所に求人の申込みをしている事業所において、実際に従事することになる仕事を体験することにより、就業の自信をつけ、また、事業主に対しては障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうことにより、障害者の作業環境への適応を容易にさせることを目的に、埼玉県が民間事業所に委託して実施します。
- 訓練期間** 原則2週間以内
- 窓口** 大宮公共職業安定所
TEL 048-667-8609 FAX 048-651-0331 (さいたま市大宮区大成町1-525)

8 精神障害者社会適応訓練

- 内容** 通院中の精神障害者で通常の就労が困難な人を対象に、埼玉県が民間事業所に委託して、生活指導・社会適応訓練などを行う事業です。
- 訓練期間** 6か月を単位として最高2年まで
- 窓口** 鴻巣保健所
TEL 048-541-0249 FAX 048-541-5020 (鴻巣市東4-5-10)

9 職親委託

- 対象者** 18歳以上の知的障害者
- 内容** 就職に必要な素地を身につけるため、一定期間職親の元に通い、または職親の元で生活し、生活指導・技能習得訓練等を行います。
- 窓口** 障害福祉課
TEL 048-788-4936 FAX 048-786-5882 (桶川市泉1-3-28)